

国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集要領（愛知県内版）

1 趣旨

（公社）国土緑化推進機構では、国土緑化運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長並びに一般国民の緑化思想の高揚を図るため緑化に関するポスターを作成しており、各都道府県を通じて、その原画を募集しています。愛知県でも県内の小・中・高等学校から原画を募り、優秀な作品を（公社）国土緑化推進機構に推薦します。

2 主催 公益社団法人国土緑化推進機構

3 後援 農林水産省・文部科学省

4 募集するポスター原画

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意を表し、特に植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 表現は手描きに限る（貼り絵を含む）。使用する画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具等とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用に原画を撮影したもの（カラー、大きめ）を添付すること。
- (3) 原画には文字を挿入しないこと。
- (4) 創作に限る。
なお、自作でない作品や発表済みの作品、あるいは他の作品の模倣・類似の作品と認められる場合には、入賞を取り消すことがある。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む。）または紙製ボードで、サイズはB3判（縦51.5cm、横36.4cm）を原則【ただし、特別の理由があれば、四ツ切（縦54.5cm、横39.3cm）でも可】とし、縦画（たて長）とすること。なお、パネルは用いないこと。
- (6) 用紙の裏面には、画題、学校所在地、学校名、学年、氏名（ふりがな）、性別を明記した応募票を貼ること。
また、制作の意図を簡潔に記載すること。

5 応募資格

愛知県内の高等学校、特別支援学校高等部の生徒

（小・中学生については、愛知県緑化ポスター原画コンクールの優秀作品を推薦する。）

6 募集期限及び送付先

各生徒は、出品票に必要事項を記載して、令和7年9月9日（火）までに公益社団法人愛知県緑化推進委員会（名古屋市中区三の丸2-6-1）に、直接提出する。

7 審査及び表彰

- (1) 県内の応募作品のうち優秀なもの（高等学校：4点以内）を（公社）国土緑化推進機構に推薦する。
- (2) 各都道府県で選抜された作品は、中央審査会で審査され、小学校、中学校、高等学校ごとに、特選2点以内、準特選3点以内及び入選若干が選ばれる。
- (3) 中央審査会の審査員は、国土緑化推進機構理事長が委嘱する。
- (4) 中央審査会の審査結果は、新聞発表その他に公表される。
- (5) 特選者には、文部科学大臣賞又は農林水産大臣賞、この内ポスター原画として採用されたものには国土緑化推進機構会長賞、準特選者には林野庁長官賞、入選者には国土緑化推進機構理事長賞が贈られる。

8 その他

- (1) 入賞作品の著作権は国土緑化推進機構に帰属する。
- (2) 応募作品は、原則として返却しない。
- (3) 国土緑化運動・育樹運動用ポスター原画に採用された作品については、必要に応じ修正を加える

ことがある。

- (4) 入選作品は、緑化思想の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがある。